

11月は 児童虐待防止推進月間です

困っていることはありませんか？

たとえば・・・

- ・何度も注意したけど言うことをきかないので、頬を叩いた(頭を叩いた)
- ・いたずらをしたので、反省させようとして外にだした。
長い時間正座をさせた・立たせた。
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった。

実は、これ、すべて体罰です。

言うことをきか
ないと、ただか
な～わからんや
ろう

しつけと体罰はどう違うの？

しつけは、子どもの人格や才能を伸ばして、自立した
社会生活が送れるようにサポートすること
体罰は、悪いことをした子に罰を与えて懲らしめて指
導すること

じゃあ、
どうすれば
いいと？

**悩んだとき、心配な時は、
まずご一報ください
一緒に考えましょう！！**

なぜ 虐待はいけないの？

じつは、虐待が繰り返されていくと、子どもの心身の成長
や発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが、
科学的にも明らかになっています。

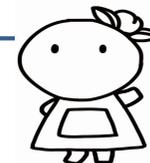
令和元年6月に法律が変わりしつけ
による体罰が禁止されました。

- 「児童の権利に関する条約」
- 「児童福祉法」
- 「児童虐待の防止等に関する法律」



虐待の疑われる子どもを発見した場合は
法律で通告の義務があります。
「あれ？おかしいな？」と思ったら
すぐにお電話ください。

福津市
古墳キャラクター
「ふんちゃん」



★24時間対応 児童相談所 全国共通ダイヤル

1 8 9 (いちはやく)

★児童相談所 相談専用ダイヤル (いちはやくおなやみを)

0 1 2 0 - 1 8 9 - 7 8 3

★福津市 家庭児童相談室

0940-43-8218

月～金曜日(祝日・年末年始は休み) 9:00～17:00

希望により、ご家庭への訪問もできます

★宗像児童相談所

0940-37-3255

月～金曜日(祝日・年末年始は休み) 8:30～17:15

★宗像警察署

0940-36-0110



児童虐待かな？ と心配になったときはありませんか？

●児童虐待かと思ったら... 不審なあざや傷、泣き声、怒鳴り声、放置など

相談・対応窓口へご連絡ください。
匿名でも大丈夫です。連絡元は明かしません。

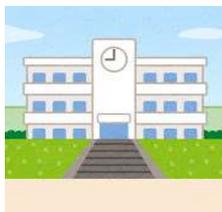
連絡受付後、関係機関で調査を行い、
子どもの適切な保護、家庭の支援につなげます。

あなたの一本のご連絡で救われる子どもがいます。



●学校、幼稚園、保育園、学童保育所等では...

子どもにあざやケガがある、おびえているなど
心配な様子がある場合



保護者に状況を確認したり、市役所や児童相談所へ報告をしなければならなくなっています。

子どもの安全確認のため、ご理解ご協力をお願いいたします。

～子どもが持っている権利～

- 大人に対して、たたく・ける・なぐる・暴言の行為は人権侵害になります。子どもに対しても同様です。
- すべての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。

～児童虐待とは～

【身体的虐待】

- ・たたく、なぐる、ける、首をしめる などの暴力をふるう
- ・はげしく揺さぶる、投げる、異物を飲ませる または食べさせる
- ・やけどを負わせる
- ・監禁する、長時間戸外に締め出す など

【心理的虐待】

- ・無視する
- ・子どもの前で暴力をふるう(DV、家庭内暴力 等)
- ・他のきょうだいと差別的なあつかいをする
- ・犯罪を強要する など

【ネグレクト】

- ・食事を与えない、入浴させない、不潔な状態に置く
- ・乳幼児を家に残して外出する、車中に放置する
- ・虫歯や病気になっても病院に連れて行かない
- ・学校等に行かせない
- ・子どもが暴力を受けているのを放置する など

【性的虐待】

- ・子どもへの性的暴行、性行為を強要する
- ・性器や性的行為を見せる
- ・わいせつな写真などの被写体にする など

